

第2次地方独立行政法人青森県産業技術センター 一般事業主行動計画(前期計画)

地方独立行政法人青森県産業技術センターでは、職員が安心して子育てをしていくことができるよう、職場環境を向上させるとともに、地域社会における子育て支援にも積極的に参加することにより、社会全体の子育てしやすい環境づくりに貢献することを目的に、「地方独立行政法人青森県産業技術センター一般事業主行動計画」(計画期間：平成23年4月1日から平成27年3月31日まで)に引き続く計画として「第2次地方独立行政法人青森県産業技術センター一般事業主行動計画(前期計画)」を策定します。

1 計画期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)は、平成26年度までの時限法でしたが、有効期限が10年間延長されたことから、本計画では、その前半の期間である平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間を計画期間とし、平成32年4月1日には後半の5年間を計画期間とする後期計画を策定します。

2 達成しようとする目標及び次世代育成支援対策の内容

○目標1

子どもの出生時に父親となる職員が配偶者出産休暇、育児参加休暇を取得する割合を、平成31年度までに95%とします。

○次世代育成支援対策の内容

(1) 職員の子育てに関連する制度の理解のために

① 「職員の子育て支援ハンドブック」の充実

育児休業、休暇、深夜勤務及び時間外勤務の制限、早出遅出勤務などの各種制度への理解を深めるために作成した「職員の子育て支援ハンドブック」(平成25年1月作成。以下「ハンドブック」という。)の内容について、毎年周知を行うとともに、制度の運用状況や新たな制度の創設等を踏まえ、随時改訂を行うなど、内容の充実を図ります。

また、男性の育児休業取得実例に係る情報提供を行うことなどにより、男性職員の子育てへの積極的な参加を推進します。

② 職場環境や職員の意識の高揚

ハンドブックの充実等を通じて、子育て中の職員を職場全体が支え合う意識、男性職員も子育てに参加する意識の高揚を図ります。

(2) 子どもの出生時に父親となる職員が休暇を取得しやすい環境をつくるために

子どもの出生時に、すべての男性職員が取得できる、配偶者出産休暇及び育児参加休暇についてハンドブック等を通じて周知を図り、その取得を推進します。

また、父親となる職員と職場の職員がともに子育て参加計画を作成し、子どもの父親となる職員の各種休暇等の積極的な取得を促進します。

(3) 周囲の職員の理解を深めるために

各職場において、子どもを育てている人が各種の制度を利用しやすい雰囲気が醸成されるようハンドブック等を通じて、子育て中の職員を周囲がサポートすることの大切さについて全職員の理解を深めていきます。

○目標 2

育児休業の取得率を、平成31年度までに男性職員10%、女性職員95%にします。

○次世代育成支援対策の内容

(1) 育児休業を取得しやすい環境をつくるために

育児休業制度等の趣旨について、ハンドブック等を通じて毎年周知を図り、職場の意識改革を推進します。

特に、父親がもっと子育ての喜びや責任を認識できるよう、男性職員の育児休業の取得について積極的に働きかけます。

(2) 育児短時間勤務又は部分休業を取得しやすい環境をつくるために

育児を行う職員が、職業生活と家庭生活をより一層容易に両立できるよう、育児短時間勤務制度や部分休業の対象となる子の範囲の拡大について、ハンドブック等を通じて職員へ周知し、利用の促進を図るとともに、職場の意識改革を推進します。

(3) 子の看護休暇の取得を促進するために

子の看護休暇について、その対象範囲や時間単位で取得できることについて、ハンドブック等を通じて周知を図ることにより、積極的な活用を促進します。

(4) 周囲の職員の理解を深めるために

各職場において、育児休業を取得しやすい雰囲気が醸成されるとともに、育児休業からの円滑な復帰をサポートできるよう、ハンドブック等を通じて子育て中の職員を周囲がサポートすることの大切さについて全職員の理解を深めていきます。

○目標 3

職員 1 人当たりの年次休暇の取得日数を、平成 26 年は 12.7 日のところを平成 31 年は 16 日へと増加させます。

○次世代育成支援対策の内容

(1) 年次休暇の取得を促進するために

- ① ハイパータウンのスケジュール機能への年次休暇に係る計画の早期入力を促進するなどして、年次休暇の計画的利用を促進します。
- ② 勤続 10 年、20 年等の節目に心身のリフレッシュを図ること及び結婚記念日、誕生日、家族の誕生日、旅行、イベント参加、スポーツ等の機会を通じて家族とふれあう機会の充実を図ることを目的とした年次休暇の活用を促進します。

(2) 時間外勤務及び休日勤務を縮減するために

子育て中の職員はもちろん、全職員が各自の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが可能となるよう、毎年度各所属への通知を行い、各職場における時間外勤務縮減への取組みを促進します。

また、平成 23 年に設定している「定時退勤に努める日」について改めて各所属への通知を行うことなどにより周知を図り、定時退勤を推進します。

(3) 早出遅出勤務制度の利用を促進するために

育児を行う職員を対象にした早出遅出勤務制度について、ハンドブック等により周知を図り、その利用を促進します。

3 計画の推進に当たって

理事長は、本計画を推進するため、計画の実施状況を各年度毎に点検し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、前年度の取組状況や目標に対する実績の公表を行います。